

提出された意見の内容と市の考え方について

1. 市民向け養成講座に対するご意見（3件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	市は各種の養成講座を開催しているが、講座修了生が地域で周知・活用されているとは言い難いと感じる。各地区において講座修了生を地縁団体に積極的に紹介するとともに、活用を提供してもらうよう強く要請していくことを計画に盛り込んでほしい。	地域づくりマイスター養成講座では、毎年、知識やスキルを持った多くの修了生を輩出しております。しかし、それらの修了生を受け入れる地縁団体と十分な情報共有ができていない場合もあり、今後の講座運営の中で、修了生、地縁団体双方にとって有益な仕組みづくりを検討してまいります。
2	養成講座修了生の地区ごとの名簿を作成し地域に提供するとともに、修了生全体の組織化を進めるべきである。個人単位での活動では、講座で習得した知識や技術を十分に発揮できない場合が多いと考えられるほか、地区ごとに組織化を進め、後続する人材の輩出に繋げる必要がある。また、各年度の受講人数制限を拡大し、地域活動の原動力を強化すべきである。	地域づくりマイスター養成講座の修了生については、地区別、修了年度別にネットワーク化を行うなど、地域活動の推進に寄与するよう取組を推進してまいります。また、受講人数の拡大についても、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、検討を進めたいと考えております。
3	「地域づくりマイスター養成講座の開催」について、大いに関心があるため、積極的に実施してほしい。	市民活動・市民協働を理解し、これらに携わる人材の育成と、そうした人材のネットワーク構築は大変重要なテーマであると考えており、今後も内容の充実を図りながら、継続して講座を実施してまいります。

2. 市民活動の活性化に対するご意見（1件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	図書館では、読み聞かせ・点字図書・録音図書など多くのサービスが、市民活動団体の方々の協力によって成り立っている。こうした公的な施設の運営を支える市民活動団体の活動費について、簡単な手続きで支援を受けられるようになることを望む。加えて、あらゆる場面において、事業者への委託による事業実施に代えて、市民活動団体の活用を検討するべきと考える。	本市では、行政施策推進にかかる多くの場面で、市民活動団体の方々にご協力をいただいております。こうした公益性を持った活動に対する支援が十分なものとなるよう、第2次市民協働促進計画においても「市民が選ぶ市民活動支援の仕組みづくりの検討」を主な取組の一つとして掲げ、市民活動団体への財政的支援について検討を行ってまいります。また、多様な主体が連携し、それぞれの特性を生かしたまちづくりに取り組むという観点から、市民活動団体への委託等を含めた、様々な協働のかたちについて検討していきたいと考えております。

3. 自治会支援に対するご意見（4件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>自治会加入の促進には、既存のパンフレットの大々的な活用と、広報活動の一層の強化が必要である。積極的な加入促進活動に対する理解を得るための印刷物と、自治会役員が活用できるハンドブックを作成し、どの地区でも加入拡大に取り組みやすい手段を講じてほしい。</p>	<p>自治会活動に対する理解を深め、自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るため、自治会が担う役割や活動内容等を紹介するパンフレットを、令和2年度に新たに作成し、広報及び啓発に努めております。今後も、自治会活動の紹介等を通じ、積極的に自治会活動への参加を促してまいります。</p> <p>また、毎年、四日市市自治会連合会が主となり、自治会活動に関するマニュアルを作成し、全ての自治会長に配布するなどして、円滑な自治会運営ができるための支援を行っています。今後とも、四日市市自治会連合会と協力して、自治会活動マニュアルの内容を充実させるなど、啓発に努めてまいります。</p>
2	<p>地縁団体に対して、団体の充実強化を目的として、活動意識を高め幅広い情報公開を積極的に進めるための指導・啓発を行政が行う旨を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>第2次市民協働促進計画で新規事業として位置づける「地縁団体との連携強化」において、地縁団体が抱える課題の解決、団体の機能強化を目的として、市が仲介役となり、地縁団体と他の主体が連携する協働による取組を推進してまいります。</p>
3	<p>自治会はほぼ定期的に役員が交代することから、行政に対する問い合わせや補助金申請等の際に、その方法について戸惑う場面が多く見られる。こうした状況への対応として、自治会運営の手引きを作成してほしい。</p>	<p>毎年、四日市市自治会連合会が主となり、自治会活動に関するマニュアルを作成し、全ての自治会長に配布するなどして、円滑な自治会運営ができるための支援を行っています。マニュアルの中には、市役所の各種問い合わせ先も記載されており、行政との連携が図られるよう配慮されています。</p> <p>また、市の補助制度については、四日市市が作成する地域団体への助成制度のしおりをご活用ください。</p> <p>なお、令和2年度に各地区自治会と意見交換を行っており、寄せられた意見や質問について、市の方針等を整理し、自治会活動マニュアルに記載するなど、四日市市自治会連合会と協力して、マニュアルの内容を充実させてまいります。</p>
4	<p>個人情報保護や消費者保護など、生活に身近な法律が頻繁に改正されている中で、「市民活動団体のためのマネジメント講座の開催」について、毎年定期的に自治会役員を対象に実施してほしい。</p>	<p>「市民活動団体のためのマネジメント講座の開催」については、市民活動団体の運営上必要となる、会計等の知識を学ぶ講座を開催しております。自治会の運営に活用できる分野の講座も開催しており、また、受講対象者を限定していないことから、自治会の方々に向けた周知に注力し、講座を受講いただくよう努めてまいります。</p>

4. 協働コーディネーターに対するご意見（2件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>計画素案では、市民活動はなやプラザを基点としているものに限られているように見受けられるが、各地区においても様々な市民活動がなされている。地区市民センター設置当初の理念に戻り、市民センターを公民館事業の場として位置づけ、地域学校協働活動の観点から、協働コーディネーターを養成し、地区に配置するよう検討してほしい。</p>	<p>本市はなやプラザを市内唯一の市民活動センターとして位置づけておりますが、実際の市民活動の多くは、ご意見にありますとおり、各地区において取り組まれているものと認識しております。</p> <p>また、地区市民センターについては、四日市市地区市民センター条例において、設置の目的を「地域社会づくりを推進するため、住民の連帯意識を高め、積極的な地域活動の場を提供するもの」としており、これらの規定に基づき各地区市民センターは地域活動の拠点と位置付けております。</p> <p>加えて、各地区における地域社会づくりに関する業務を担う地域マネージャーを各地区市民センターに配置しています。その活動において、協働に関する知識やノウハウの研鑽に努め、協働をコーディネートできる人材となるよう研修などに取り組んでまいります。</p>
2	<p>「市民協働コーディネーターの活動支援」について、大いに関心があるため、積極的に実施してほしい。</p>	<p>多様化・複雑化する地域課題へ対応するにあたり、主体間の調整を担うコーディネーターの育成及びその活動の支援は重要であると考えており、今後も積極的な展開を図ってまいります。</p>

5. 市職員の協働力に対するご意見（2件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>住民からの相談を全く相手にしない、担当地区の大まかな地理的環境を把握していない、担当職員の病休により地区内の修繕が長期にわたり滞った、窓口が混雑していても管理職級の職員は静観するだけで手伝いもしないなど、職員の仕事ぶりや組織体制に問題を感じる。</p> <p>「協働のパートナーとしての市役所力の向上」を掲げるのであれば、人事考課を徹底的に行い、必要に応じ職員の降格降給を実施する必要がある。</p>	<p>市民協働促進計画に基づき、職員に対し協働の意識を持つよう研修を行っていく中で、全ての職員が協働のパートナーとしての自覚を持ち、地域住民の皆様の期待に応えられるような仕事ぶりを発揮できるよう努めてまいります。</p>
2	<p>伊坂ダムテニスコートの所有者等について市へ問題提起しているが、これまで納得のいく回答が得られていない。市職員に対して、協働力アップの取組を是非ともお願いしたい。</p>	

6. 事業者との連携に対するご意見（1件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>事業者との連携強化について、プロボノ活動を通じて市民活動団体、事業者、市との間で情報共有や意見交換は盛んに行われたのか。防災上の観点からも、事業者と地域住民、地域団体間の相互理解は重要であり、市が間に立ち、地域の事業者と住民が親密な関係を醸成する方策を講じてほしい。</p>	<p>プロボノ事業でつながりが生まれた事業者を通じて、市民活動団体が新たな活動の場を得るなど、一定の成果があったものと考えております。今後もプロボノ事業を展開し、防災を含む様々な分野において、協働の取組を進めてまいります。</p>

7. その他のご意見（3件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>平成29年3月の社会教育法改正に基づき、文部科学省が「地域学校協働活動」を推進している。学校もまた地域の組織であり、教師・児童生徒・保護者は地域住民であることから、学校も市民活動の構成要員とし、学校を基盤とした校区の活動についても市民協働として計画に組み込んでほしい。</p>	<p>市民協働促進計画において、市民協働を担う人材の発掘・育成という観点から、次世代のまちづくりの担い手である子どもたちへの市民協働の普及啓発に取り組んでおり、次期計画では、高校生や大学生に対しても働きかけを行うことを主な取組として掲載しております。</p> <p>地域との協働については、教育委員会との連携・協力が不可欠であり、市役所内部での協働を進めてまいります。また、学校を基盤とした校区の活動についても、地域の特性を生かしたまちづくりを目指し、多様な主体間の連携を進めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスとして実施するゴミの処理にかかる費用負担について、住民主体サービスの実施団体が、利用者に代わり剪定ゴミ等をクリーンセンターに持ち込む際、一般廃棄物収集運搬業の許可の取得やその処理費用を負担すべきという生活環境課の見解が理解できない。</p> <p>市から住民主体サービス団体として指定を受け、市が認めたサービスの一環として高齢者の在宅生活の維持のために行っており、こうしたサービスに対して事業者ゴミの見解を当てはめるのは乱暴ではないか。</p> <p>当該事案について、市民協働促進計画に基づく考え方を示すとともに、今後実施団体と市の考えが一致しない場合には市民協働安全課が調整役を担うことを求める。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の利用者のごみを、同事業の事業者が、四日市市クリーンセンターへ反覆継続して持ち込む場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となるとの見解が環境省や三重県から示されております。また、同事業者が地域の集積場に搬出できないほど多量に発生した剪定枝などのごみを、同事業者自ら四日市市クリーンセンターへ持ち込むことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、事業行為によって発生したごみを運搬する行為にあたると思われるとの見解が担当部局から示されており、左記の内容は、ご意見として承ります。</p> <p>なお、本計画は、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図り、市民自治が実現されるよう、市民協働に関する基本方針、基本施策、目標及び主な取組を定めるものです。計画に基づく取組では、市民活動団体や事業者等が、行政との協働に取り組む際、適切な担当部署に繋ぐコーディネーターの存在が重要であり、その役割は市民協働安全課が担うべきものと考えております。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	<p>施設にかかる施策は、常に費用対効果を意識すべきである。市立図書館の移転については、旧笹川西小学校の跡地を利用するのも一案であり、公共交通機関での移動を考えると四日市駅周辺が起点となることから、中心市街地の賑わい創出にもつながると考える。加えて、建物の修繕や改築、物品調達は市内事業者が行い、イベントやボランティアは市内の市民活動団体をお願いするなど、地域内での循環も意識すべきである。</p> <p>また、新図書館にカフェの併設や、楽しくいられる場所としての機能を期待する声もあるようだが、図書館の存在意義はまず「知の倉庫」であり、市民の学究の場であるべきと考える。</p>	<p>ご意見の内容については、担当部局と情報共有のうえ、今後の本市施策の参考とさせていただきます。</p>